

ある女性の告発をめぐる

——岳麓書院藏秦簡「識劫媿案」に現れたる奴隸および「舍人」「里單」——

下 倉 涉

【要約】 本稿では「識劫媿案」と称される秦王政時代の「秦獄文書」を取り上げて、主に家族史・親族史の観点から考察を加えた。第一・第二節でまず案例全体の考釈を試みた後、以後の節で本案例に現れる奴隸、及び「舍人」「里單」に関して専論した。第三節では、奴隸の解放という問題を通じて、秦代・漢初の「奴隸主—奴隸」関係について検討を行い、その結びつきが当該期「父子」の絆に強く仮託されていたと推論した。第四節では、張家山漢簡の秦獄書・案例二二に對する分析をもふまえて、「主—舍人」といった擬制的家族関係が秦代の商人社会においては強固で安定した関係を築くための基盤として尊ばれていたと指摘した。更に第五節・終節では、本案件が生じた当時「里單」（地縁組織）が葬送に関わる相互支援機能を担っていたが、後漢後期になるとそれは「同宗」集団の負うべき一役割と目されるに至り、父系同姓関係を重視する風潮の顕在化がここに読み取れると論じた。

史林 九九卷一号 二〇一六年一月

はじめに

中国古代家族史研究は、出土資料の増加に伴って飛躍的な進展をみてきた。一九七五年に雲夢睡虎地秦簡が発見されて以降、まずはその中に現れる「家罪」や「公室告」「非公室告」「同居」「室人」といった語の内容をめぐる激しい議論が戦わされた。その後、張家山漢簡（秦獄書や二年律令）が公開されると、親族の連坐・戸の継承などの家族にまつわる諸

制度の解明が進んだ。そして今日、里耶秦簡、更にやや時代は下るが、走馬樓吳簡の発掘によって、戸籍を復元する試みや、戸に対する統計的な分析が可能となってきた。最後の方面に関しては、近年鈴木直美氏の好著（鈴木二〇一二）が上梓され、また鷺尾祐子氏により精緻な論考が公表されている（たとえば鷺尾二〇一五など）。両氏の研究には学ぶところが多い。

こうした先学の掣みに倣い、本稿でも出土資料の分析を通じて中国古代の「家族」そして「親族」について考えてみたい。取り扱う具体的な対象は、朱・陳主編二〇一三所収の「識劫媿案」簡。これは、『為獄等状四種』と命名された司法文書の一つで、第一類「奏讞文書」中の第七案例と分類されている。通し番号第一〇八簡から第一三六簡までの総数二九枚の竹簡からなり、若干の断欠箇所、いくつかの不明な文字はあるものの、記載の全容はほぼ完全に読み取ることができる。本案例に検討を加えようと思った所以の一つである。

筆者がここで目指したのは、当該時代における家族・親族という関係、及びそれに深く関連する人間関係の実相を些かなりとも明らかにすることである。本論で戸籍制度について論及するが、当稿においては、それを用いて国家がいかに人民を掌握しようとしたかといった事柄を問うのではなく、そこへの登録を義務づけられていた人々の問題として、これを論じた。判例である「識劫媿案」簡を素材として選んだ——律の如き国家の定めた規定を直接の対象とはしなかった——のは、筆者のかかる視点にも由来する。

以下、まず二つの節で「識劫媿案」に検討を加える。その後、個別のテーマとして第三節では奴隸（「妾」「隸」）、第四節で「舍人」、第五節には「里単」を取り上げた。これら各論での考察はそれぞれ独立した内容になっており、三節を通じての総合的な結論といったものをここでは帰納していない。本稿の構成について有り体にいえば、それは「識劫媿案」の考釈から派生して奴隸以下の問題群をあわせ論じた、と説明するのが最も正しい。また、その第三節以下の論題も、組上に載せたのはこれらが偶然本案例に見受けられたからであって、それ以上の理由はない。しかも、選択した対象がい

ずれも家族・親族とは関連性が薄いものばかりで、前段落に掲げた課題にそぐわないテーマ設定であると、一見すれば強く感じられるであろう。しかしあえて自己弁護しておく、本稿では家族・親族の構成員——たとえば「父母・妻子・同産」など——を直接のターゲットにするのではなく、その外縁に位置すると形容すべき存在（奴隸や「舍人」・組織（「里単」）にわざと焦点をあて、それに対する考察を介して所期の目的を果たそうと試みたつもりである。こうした実験が果たして成功しているか否かは、全て諸先達の判断にゆだねる他ないのだが。

「識劫媿案」に関しては、『為獄等状四種』の整理小組（朱・陳主編二〇一三、主監は陶安あんど氏）が既に詳細な注釈を加えられている。しかも、昨年柿沼二〇一五も公表された。この両注解が本案例の全体を対象とした周到な解説であるのに対して、小稿はあくまでも特定の関心から発した部分的な考釈に過ぎない。説明の不十分な点、重大なる瑕疵等、多々問題があるであろう。伏して両氏の叱正を乞う次第である。

第一節 「識劫媿案」簡の原文

まずは、本案例の原文を掲げよう。

- 一〇八 □之十八年八月丙戌大女子媿自告曰七月為子小走馬竈占家營竈當□夫建公卒
- 一〇九 昌士五積喜遺錢六萬八千三百有券媿匿不占吏為警媿有市布肆一舍客室一公士
- 一一〇 識劫媿曰以肆室鼠識不鼠識且告媿匿皆婦恐即以肆室鼠識為建等折棄
- 一一一 券弗責先自告識劫媿
- 一一二 媿曰與竈同居故夫浦妾浦御媿產竈女媿浦妻危以十歲時死浦不取妻居可二
- 一一三 歲浦免媿為庶人妻媿有產男必女若居二歲浦告宗人里人夫快臣走馬拳上造嘉頤曰

- 一四 沛有子嫖所四人，不娶妻矣。欲令嫖入宗，出里單賦。與里人通飲食，快等曰：「可嫖即入宗，里人不幸死者，出單賦如它人妻居六歲，沛死，義代為戶，爵後有肆宅。」識故為沛隸，同居沛。
- 一五六 以三歲時為識，取妻居一歲，為識買室，賈五千金，分馬一匹，稻田廿畝，異識從單，沛死來歸。
- 一五七 謂嫖曰：「沛未死時，言以肆舍客室鼠識，欲得。」嫖謂沛死時，不令鼠識，弗當得識曰：「嫖。」
- 一五八 匿誓不鼠識，且告嫖，以匿誓故，即鼠肆室，沛未死，弗欲以肆舍客室鼠識，不告嫖，不智戶。
- 一五九 籍不為妻，為免妾，故它如前。識曰：「自小為沛隸，沛令上造狗，求上造羽子，女齡為識妻。」
- 一六〇 令狗告羽曰：「且以布肆舍客室鼠識，羽乃許沛。」已為識取，齡即為識買室，分識馬田。
- 一六一 異識而不以肆舍客室鼠識，〔匿〕受它軍歸，沛已死，識以沛未死言謂。
- 一二二 嫖不以肆室鼠識，且告嫖，匿誓嫖，乃鼠識，即弗告識，以沛言求肆室，非劫嫖，不智。
- 一二三 嫖曰：「劫之，故它如嫖。」〔建〕昌積〔〕喜，遺曰：「故為沛舍人。」織建等錢，以市販，共分贏市。
- 一二四 折建負七百，昌三萬三千，積六千六百，喜二萬二千，遺六，券賁建等，未賞識，欲告。
- 一二五 嫖，即折券，不賁建，它如嫖。姨快臣奉嘉頡言，如嫖。狗羽齡言，如識。義，若小不訊，必死。
- 一二六 卿唐佐更曰：「沛免嫖為庶人，即書戶籍，曰：免妾，沛後妻，嫖不告唐，更今籍，為免妾，不智，它。」
- 一二七 詰識，沛未死，雖告狗羽，且以肆舍客室鼠識，而後不鼠識，弗求已為識，更買室，分識田馬。
- 一二八 異識，沛死時，有不令，義已代為戶，後有肆宅，識弗當得，何故尚求肆室，曰：「不鼠識，且告嫖。」
- 一二九 匿誓，嫖即以其故，鼠識是劫，媿而云：「非劫，何解。」識曰：「欲得肆室，嫖不鼠識，誠恐謂且告嫖，乃鼠。」
- 一三〇 識，實弗當得上，以識為劫，嫖舉識，母以避母，它解舉，它如前。問匿誓稅及室肆，賦直。
- 一三一 各過六百六十錢，它如辭。鞠之，嫖為夫，沛妾，沛御嫖，產義，姨沛妻，危死，沛免嫖為庶人，以為妻，有產必，若籍，為免妾，沛死，義代為戶，後有肆宅，嫖匿誓稅，直過六百六十錢，先自告。
- 一三二 為妻，有產必，若籍，為免妾，沛死，義代為戶，後有肆宅，嫖匿誓稅，直過六百六十錢，先自告。
- 一三三 識劫，識為沛隸，沛為取妻，欲以肆舍客室鼠識，後弗鼠，為買室，分馬一匹，田廿畝，異識，沛死。

一三四 識後求肆室媿弗鼠識恐謂媿且告媿匿皆媿以故鼠肆_三室_三直過六百六十錢得皆審疑

一三五 媿為夫_三妻為庶人及識舉毆它縣論取獄之

一三六 ●史議媿為夫_三妻貲識_三二甲或曰媿為庶人完識為城且貲足輸蜀

未詳の箇所を確認しておく、第一簡にあたる簡番号一〇八の冒頭が欠落している。また、第一二三簡も一部断欠している。擦れて判読不能な文字が八字あり、整理小組はその内の五字に意を以て文字を補う。更に本案例には、判決に関わる記述が欠けている。最終簡である一三六簡の後に、本来はこれに該当する簡があったのかもしれない。

「識劫媿案」簡は、記載の形式という観点から整理すると、三つのまとまりにわかれている。第一群は一〇八簡から一一一簡までで、媿という名の女性による被害の届け出に相当する。告訴人である媿が最初に訴え出た際の内容を書き留めたもの、あるいは提出された訴状を転記したものであるう。

第二のグループは第一二から一三五までの簡で、ここには審理の詳細が記されている。告発者への聴取に始まり、被疑者の供述、関係者に対する査問を経た後、被疑者への再尋問が行われ、そして官府における最終の照会、事件の総括へと進み、最後に量刑にあたっての疑問点が示される。ちなみに、告訴内容の記述に続く各人の調書や審議結果などの記載には、その冒頭に必ず「●」が付されている。

最終簡である第一三六簡には、疑義に対する上級官庁の見解が記されている。原文を見ればわかるように、当簡はこの一枚のみで独立しており、「識劫媿案」簡全体の第三番目のパートをなしている。もしこの後に判決の一文が続いていたとすれば、それもまた独立した一枚の簡であったに違いない。

第二節 「識劫媿案」の訓読及び解説

次に本簡の内容について検討を加えよう。まず順次訓読を示し、続けて解説を加える。なお、次節以下で詳述する事項に関しては、極力言及をひかえた。

(a) 告発（二〇八簡～二二二簡）

まずは、大女子（成人女性）の媿による告発（原文では「自告」）。

敢て之を讞（讞）す。十八年八月丙戌に、大女子の媿自ら告げて曰わく、七月に子の小走馬弟（義）の為に家訾（訾）を占す。弟（義）当に大夫の建、公卒の昌、士五（伍）の積・喜・遺に錢六万八千三百を圍むべく、券有るも、媿匿して吏に占して訾（訾）と為さず。媿に市布肆一・舍客室一有り。公士の識、媿を劫かして曰わく「肆・室を以て識に鼠（予）えよ。識に鼠（予）えざれば、識且に媿の訾（訾）を匿すを告げんとす」と。媿恐れ、即ちに肆・室を以て識に鼠（予）う。建等の為に券を折棄して、責めず。先ず自ら告げ、識の媿を劫かすを告ぐ。

一〇八簡について、整理小組は冒頭の断欠部分に「敢讞」の二字を補う。また、当簡の未釈文字を「責」字と推定する。右の訓読ではこの指摘に従った。更に、同簡には「十八年」の紀年が確認される。整理小組はこれを「秦王政十八年（前二二九年）」に比定し、同年八月の朔日が丙寅であることから、「丙戌」は二一日にあたりと解説する。本案例は、正確を期せば戦国秦極末の事案であるが、以下表記上の煩雑さを避けるため、便宜的にこれを秦代の事例をして扱う。この点、あらかじめ了解されたい。

告発の内容を確認しよう。秦王政十八年七月に大女子の媼は子の兼（義）——以下「義」字に表記を統一——に代わって「家訾（賞）」、即ち所有する家産の自己申告を行った。ここの原文に「小走馬兼（義）」（二〇八簡）とあり、義が未成年であったことがわかる。後文によると、「小」であるが故に彼への聴取は行われなかった。家産の申告にあたって母である媼が代行した所以である。^①

その際、媼は家産の一部を届け出なかった。それは大夫の建、公卒の昌、士伍の積・喜・遺に対する債権で、合計金額は六万八千三百銭に及んだ。このことを知った公士の識が媼をゆすつたのである。「市布肆一・舍客室一」を譲り渡さなければ秘匿の事実をお上に告げるぞと識は脅迫したのであった。恐れた媼は識の要求に従ったが、その後、「券」（債務の証文）を破棄して、建等の借金を棒引きにし、そうした上で識を恐喝犯として訴えたのである。なお、原文に見える「自告」（二〇八簡）、「先自告」（二一一簡）は、未発覚の犯罪を犯罪者自身が官に告白すること。整理小組が指摘するように、二年律令では「自告」によって罪一等を減じると定められていた。

一〇九簡には「媼有市布肆一・舍客室一」と記されているが、後文によると、この「肆・室」は義が相続した「家賞」の一部で、媼が所有する個人的な不動産ではない。「媼有」云々という記述はやや厳密さに欠ける、誤解を生みやすい表記であるかに思われる。媼が告発した際の表現をそのまま使用して書き記したのであろうか。

(b) 審理（一一二簡～一三五簡）

本案例の中核をなす部分である。審理は「関係者に対する聞き取り↓被疑者の再尋問↓官府における照会↓事件の総括」という流れで進んでいる。^②以下、各段階にわけて、その内容を確認していこう。

① 媿への聴取

媿曰わく、兼(義)と同居す。故大夫沛の妾たり。沛媿を御し、媿兼(義)・女の媿を産む。沛の妻危十歳の時を以て死するも、沛妻を取(娶)らず。

「同居」については、雲夢睡虎地秦簡の発見以降、「戸」や「室人」といった語との関連をめぐって激しい論争が展開されている^④。その法制用語としての意味内容に関しては今なお意見がわかれているが、少なくとも本案の用例に限つていえば、整理小組の注釈——「同居、共同居住、在法律上以戸籍記載為標準、指同属一戸」——に従いたい。本来は戸主である義が自ら「家貲」を「占」すべきところを、彼が未成年であるため、共住・同籍である母の媿が代理としてそれを行った。つまり、媿の「占」代行に法制上瑕疵のないことが「同居」の語によつて証されているのであろう。

媿はもともと大夫の沛の妾、即ち女奴隸であつた。主人である沛に寵愛され、寝所に侍し、やがて二人の子どもを産んだ。一人が義であり、いま一人が「媿」という名の女兒であつた。ここでは「媿義・女の媿を産む」と記されているが、後文からわかるように、この事件が起こつた当時、娘の媿は既に成年であつたと考えられるから、媿の第一子は媿であつて、義ではない。第二子である義の名が先に掲げられている理由について、柿沼氏は、彼が長男で、父沛の「爵後・戸後」であつたためだと推測する。あるいは、当時の公文書では子を列記する際、出生の順ではなく、男女の順序で表記するのが通則であつたのであり、この案例もそれに準じたのかもしれない。

沛には「危」という名の正妻がいた。彼女は十年前に亡くなつたという。整理小組が解説するとおり、原文「以十年時」(一一二簡)の「以」字は「在」乃至は「於」にあたる。続く原文「不取(娶)妻」(同簡)は、「正妻の死亡後、あらためて後妻を娶らなかつた」の謂に他ならない。なお、全く同一の表現が一四簡にも確認される。

居ること二歳可りして、浦嬢を免じて庶人と為し、嬢を妻とす。嬢有（又）た男の必・女の若を産む。

正妻が没してから二年ばかり後、即ちこの一件が生じる八年ほど前に、浦は嬢を奴隸の身分から解放して「庶人^④」とした。そうした上で彼は嬢を己の妻とした。当該箇所を字面のとおりに訳せば、このようになるであろう。ただし、後文の内容をふまえると、若干の補足説明が必要となる。

後に郷の担当者が証言するように、浦は婚姻に伴う手続きを行っておらず、そのため嬢が彼の妻であると戸籍には登録されていなかった。つまり、「浦が嬢を妻とす」と嬢は供述するものの、その真偽が疑われており、本案ではこの判定が一つの疑点として奏議されている。戸籍が未変更であったことについては、嬢も今次の告発時まで知らなかったが、かかる事実を知った後も、彼女は依然として自身が浦の妻であると主張し続け、決してそれを曲げなかったものと考えられる。さて、嬢は「妻^⑤」となった後、更に二人の子を出産する。二子について「男の必・女の若」と記されており、ここでも表記は男児・女児の順となっている。これが出生順であるかは不明。なお、両子は八年以内に生まれたのだから、ともに未成年者であった。

居ること二歳、浦宗人の里人たる大夫快・臣、走馬の拳、上造の嘉・頤に告げて曰わく「浦に子の嬢の所の四人有れば、妻を取（娶）らず。嬢をして宗に入れ、里人を通じて飲（飲）食せしめんと欲す」と。快等曰わく「可なり」と。嬢即ち宗に入り、里人の不幸にして死する者のために単賦を出だすこと、它の人の妻の如し。

更に二年後、即ち遡ること六年前、浦は大夫の快等にくいつの申し出を行う。その具体的な内容に関しては後節で検討を加えることにして、ここではその目的について解説しておきたい。浦は冒頭で次のように述べる。「私には嬢の産んだ

子が四人いて、後を継ぐ者の心配はいらない。新たに子をもうける必要はないのだから、あらためて別に妻を娶らず、四人の子の母である媿を妻として遇したい。」この段落の最後に「単賦を出だすこと、它の人の妻の如し」と見えるから、かかる申し入れの眼目は、媿が自身の妻であることを社会的に認知させようとした点にあったと了解されよう。

このようなかつての経緯について媿がここで言及しているのは、自分が間違ひなく沛の妻であったことを明証しようとする意図に基づいていると思われる。沛は生前に自身の妻として己を周囲に披露してくれたのであり、あわせてその立場に見あつた社会的な資格を用意してくれた。戸籍上の瑕疵が仮にあつたとしても、十分に妻である条件を満たしていると主張したのであらう。

居ること六歳、沛死す。弟(義)代りて戸・爵後と為り、肆・宅を有す。

そして六年後、即ち本年秦王政十八年に沛は死去した。子の義が戸後・爵後となり、「市布肆一・舍客室一」を相続したのである。「肆・宅」が媿の所有物でないことは、この段によつて明らかである。

市布肆・舍客室に關して一言しておく、整理小組・柿沼氏は前者とともに「布を売る店」と説く。後者について、柿沼氏は「逆旅(宿屋一般)とは異なり、客用の宿舎か」と解説する。営利目的の施設であらうと思われるが、その実態はいま一つ判然としない。ちなみに、この段では「舍客室」を「宅」と簡称しているが、一二簡では「室」字を用いている。

識は故沛の隸為りて、同居す。沛三歳の時を以て識の為に妻を取(娶)る。居ること一歳、識の為に室を買い、買(價)は五千錢。馬一匹・稲田廿(二十)畝を分ちて、識を異す。

ここからは話題が変わって、被疑者である識に関する証言。識はもと沛の「隸」(奴隸^⑥)で、沛と「同居」(共住同籍)していた。三年前のこと、沛の計らいによって妻を娶り、その一年後、沛は識のために家を購入した。そして、馬一匹・稲田二十畝を「分」し、識を「異」したという。整理小組は「沛の戸より分出する」の意と説く。従うべきであろう。具体的な検討は後節に譲り、ここでは結論のみ示しておくこと、「分」は家財を分与すること、「異」は「為戸」と同義で、戸として独立させるの意であろうと思われる。この「分異」によってそれまでの「同居」関係は完全に改まったと見なしえよう。

識 従軍するに、沛 死す。来り帰るに、媼に謂いて曰わく「沛 未だ死せざる時に肆・舍客室を以て識に鼠(予)うと言うに、識 得んと欲す」と。媼謂わく「沛の死する時に識に鼠(予)うるを令せざれば、識 当に得べからず」と。識曰わく「媼 嘗(嘗)を匿す。識に鼠(予)えざれば、識 且に媼を告げんとす」と。媼 嘗(嘗)を匿すを以ての故に、即ち肆・室を鼠(予)う。

識が「分異」したのは二年前の秦王政十六年(前二三二年)、翌十七年に秦は韓を滅ぼし、更に十八年には趙に大規模な攻撃を仕掛ける。識がいずれの戦闘に従軍したかは定かでないが、この間に沛が死亡した。そして帰還した識が媼のもとを訪れ、かの「肆・室」を己に譲り渡すよう迫ったのである。生前に沛がそれを与えるといった、だから請求に来たのだと識は主張する。

媼にとつて俄には信じがたい話であった。彼女の反論——原文を示すと「沛死時不令鼠(予)識」(二二七簡)——に見える「令」とは、整理小組・柿沼氏が注するように、「先令」(遺言)の意。沛は死に際してそのようなことを言い残してはいないと、識の要求を媼は拒否した。そうしたところ、財産秘匿の罪を暴露すると脅され、やむなく識に「肆・室」を与えたと媼は供述するのであった。

沛の未だ死せざりしとき、肆・舍客室を以て識に鼠(予)えんと欲せずば、媿に告げず。

整理小組は、この原文(一一八簡)に「沛未死弗欲以肆舍客室鼠(予)識。不告媿、〔後略〕」と標点を付す。つまり、「不告媿」の三字は次の句に繋げると解する。柿沼氏は「沛未死弗欲以肆舍客室鼠(予)識。不告媿。」と両句に句点を付して、それぞれを独立した一文と見なす。この部分について筆者は、二つの句で一文をなしており、右の如く訓読して以下のように解釈すべきであろうと考える。

沛は、死の直前はもちろんのこと、生前においても「肆・室」を識に与えようなどとは思っていなかったはずだ。それ故、この件に関して一度も私に告げなかったのだ。生きている間に些かもその旨をほのめかさなかったのは、識の述べるような気持ち沛には微塵もなかった何よりの証拠であろう。「識の発言は全くの虚偽だ」と媿は否定すべく、最後にこの駄目を押したと理解される。

戸籍の妻を為らず、免妾為るの故を智(知)らず。它は前の如し。

(a)の告発の後、担当官庁は何らかの裏付け調査に着手したのだろう。その過程で、媿の戸籍上の身分が本人の陳述するところと食い違っていることが判明した。そこでまずかかる矛盾点について担当者が媿を問いただし、それを受けて今般の供述が行われたと推察される。本案例では告発者による供述が連続しており、この点にやや違和感を覚えると柿沼氏は述べられるが、告発内容に疑問があると感じられた場合、原告に対する尋問がまず最初になされることも十分ありえたであらう。

右の最後の一文は、担当者の問いに対する直接の回答部分で、戸籍上の記載についてはあずかり知らぬ事実だと、媿は

答えているに相違あるまい。当該の一文に関して、柿沼氏は「媿が戸籍上沛の妻でなく免妾扱いである点を弁解している」と解説するが、これを「弁解」と評するのは適切でないと感じられる。

② 識への聴取

● 識曰わく、小きとき自り沛の隸為り。沛 上造の狗をして上造の羽の子女 齡を求めて識の妻と為さしめんとす。狗をして羽に告げしめて曰わく「且に布肆・舍客室を以て識に鼠（子）えんとす」と。羽乃ち沛に許す。沛 巳（巳）に識の為に齡を取（娶）るに、即ち識の為に室を買い、識の馬・田を分ちて、識を異す。而れども肆・舍客室を以て識に鼠（子）えず。識も亦た**求めず**、識**巳（巳）**に它を受く。

媿の供述に続いて、被疑者である識への聴取が行われた。識は幼きときより沛の「隸」であったが、沛は彼のために上造の羽の娘・齡を妻として娶った。上造の狗を介して羽に娘の婚入を申し入れた沛は、その際、件の「肆・室」を識に譲るつもりだと、羽に告げたという。この話を聞き、羽は結婚を承諾した。婿が無一文でないとわかったからであろう。以上は識の婚姻に関するその詳しい経緯で、媿の供述には見られなかった内容が語られている。陳述のとおりであるならば、沛は識に「肆・室」を与えると発言していたのであり、識が媿に告げた事実は虚偽でないことになる。

しかし、その譲渡は実際には行われなかった。媿が既に供述する如く、齡の婚入後、沛は識のために家を買ひ、更に馬と稲田を分与した。「肆・室」の代替として授けたのである（後述）。最後の一文は、整理小組の釈文に従って文字を補ったが、末尾の一句をどのように解釈すべきか、いま一つ判断としない。おそらくここで識は、与えられなかった「肆・室」について当時自らもその譲渡を要求しなかった、と述べているのであろう。

軍帰るに、沛已(已)に死す。識沛の未だ死せざるときを以て媿に謂うも、媿肆・室を以て識に鼠(予)えざれば、識且に媿の眚(眚)を匿すを告げんとす。媿乃ち識に鼠(予)えるに、識即ち告げず。識は沛の言を以て肆・室を求めたれば、媿を劫かすに非ず。媿の之を劫かすと曰うの故を智(知)らず。它是媿の如し。

私(識)は帰還した後、沛が亡くなったと聞き、媿のもとを訪れ「肆・室」を渡すよう要求した。されど媿は肯んじない。そこで、申告漏れの件を告発するといったまでのこと。沛がかつて譲渡すると述べたから、今回はそれに従っただけである。正当な要求であつて、決して媿への脅迫にはあたらない。なぜ媿が脅されたと訴え出たのか、理由がわからない。識はこのように供述するのである。

③ 建・昌・積・喜・遣への聴取

●建・昌・積・喜・遣曰わく、故沛の舍人為り。【沛】建等に錢を織(貸)し、以て市販し、共に贏を分けんとするも、市して折するに、建は七百を負い、昌は三万三千、積は六千六百、喜は二万二千、遣は六千。券もて建等を責めるに、建等未だ賞(償)わざるも、識媿を告げんと欲すれば、媿即ちに券を折し、建を責めず。它是媿の如し。

次は建等五名に対する尋問。原文は二二三～二二五簡に見えるが、二二三簡は一部欠落しており、整理小組はそこに「沛」の一字を補う。右の訓読の【】内がこれにあたる。

彼ら五人はいずれも、もと沛の舍人であつた。「市販」とは「商売」、「贏」は「利益」の意であろうから(整理小組注・柿沼二〇一五参照)、建等は沛から資金の提供を受けて商いを行い、その儲けは分配すると取り決めていた。ところが、

「折」（欠損）とあるように、商売はうまくいかず、損失を出してしまった。各人とも負債を抱え、それは未払いの状態であったが、嬢が「折券」——証文を破棄したため、債務は帳消しとなった。ちなみに建等は、秘匿を告発するという識の一言が「折券」のきっかけであったと証言している。

④ 姨・快・臣・拳・嘉・頤への聴取

● 姨・快・臣・拳・嘉・頤の言うこと嬢の如し。

⑤ 狗・羽・齡への聴取

● 狗・羽・齡の言うこと識の如し。

⑥ 義・若への聴取

● 弟（義）・若は小なれば訊せず。必は死せり。

関係者への聴取が続く。⑥の「訊」について、柿沼氏は初山二〇〇六（六七・二〇九頁）を参照して、これに「被疑者に対する訊問」と注記する。もしそうであるとすれば、義と若は容疑者として扱われていたことになり、話のつじつまが合わなくなる。この「訊」は「関係者に対する事情聴取」の意と解釈すべきであろう。同様の用例は張家山漢簡・奏讞書

の中にも確認することができる。^⑦ なお、媿の子の内、妹(④に見える)のみが聴取の対象となされている。この娘が「小」でなかったこと、また長男の義より年長であったことがわかる。

⑦ 郷番夫と郷佐への聴取

●卿(郷)【番夫】の唐・【郷】佐の更曰わく、沛媿を免じて庶人と為すに、即ち戸籍に書して「免妾」と曰う。沛後に媿を妻とするも、唐・更に告げず。今籍は「免妾」為り。它を智(知)らず。

戸籍の管理は郷が行っており、その業務を担当する番夫の唐と佐の更が呼び出され、聴取を受けた。沛は「免妾」時には戸籍の書き換えにやってきたが、媿を妻とした際には申請にこなかった。それ故、今でも戸籍は「免妾」のままである、と二人は証言する。「沛後に媿を妻とするも」云々と述べているのだから、沛が媿を娶った事実については両人とも既に聞き及んでいる、ということであろうか。

⑧ 識への詰問

●識を詰するに、沛未だ死せざるとき、狗・羽に告げて、且に肆・舍客室を以て識に鼠(予)えんとすと雖も、而れども後に識に鼠(予)えず、識求めず、巳(巳)に識の為に更めて室を買い、識に田・馬を分かちて、識を異す。沛の死する時、有(又)た令せず、弟(義)巳(巳)に代りて戸後と為り、肆・宅を有すれば、識当に得るべからず。何の故に尚お肆・室を求めて「識に鼠(予)えざれば、識且に媿の誓(質)を匿すを告げんとす」と曰う? 媿の即ち其の故を以て識に鼠(予)うるは、是れ媿を劫か

したるに、而れども劫かすに非ずと云いは、何の解ある？

関係者に対する聞き取りは終了し、審理は「詰」、即ち「詰問」の段階へと進む。担当官はこれまでの聴取をふまえて、以下の如く事実関係を確定していく。第一には、沛が識のために買い求めた家屋、分与した馬・田は、彼に与えんと狗・羽に告げた「肆・室」の代替物であること。第二には、その譲渡を沛は遺言で命じておらず、件の「肆・室」は既に「戸後」たる義の所有に帰していること。第三には、識がそれを取得したのは明らかに媿を脅した結果であること。つまり媿の告発を全面的に受け入れて、その行為は脅迫罪にあたりと識を問いたたすのである。続いてこの詰問に対する識の回答。

識曰わく、□肆・室を得んと欲するも、媿識に鼠（予）えず。識誠に恐して且に媿を告げんとすと謂うに、媿乃ち識に鼠（予）う。識実に当に得べからず。上は識を以て媿を劫すと爲し、識を肆（罪）せんとするに、識以て避ける母（無）し。它的解母（無）し。肆（罪）あり。它是前の如し。

一二九簡の原文「識曰」に続く一字は擦れて判読できない。整理小組は、左の偏の部分が「禾」と読み取れることから、文意よりして「私」あるいは「利」字の可能性が高いとしながらも、右の残筆部分がこれに合致しないため、未釈字として扱う。

識は詰問に対して、己の行動は確かに「恐」、即ち脅しであつて、「肆・室」を手に入れたのは不当であつた。お上が判定するとおり、確かに私には罪があると、全面的に審理の結果を受け入れる。

⑨ 診問

●問う、匿すところの贓(贓) 金及び室・肆は、賊(賊)直(直) 各々六百六十銭を過ぐ。它是辭(辭)の如し。

「贓値」(贓額)についての照会が行われた。媼と識の罪、即ち家産の秘匿——正しくいうと秘匿による税金逃れ——と脅迫による財物の取得は、ともに盜罪に比して裁かれたらしい。恐喝に関しては、二年律令(盜律)に「群盜及び亡じて群盜に従う、……、人を恐獨し以て錢財を求む、人を盜殺傷す、……、自ら以て官と為し以て盜むは、皆磔」(六五く六六簡)とあり、漢初では確かに盜罪として扱われていた。右の「問」(診問)において、今般の贓額はいずれも「六百六十錢以上」と評価されている。これは睡虎地秦律・二年律令どちらの規定でも、科罰の基準としては最高の額にあたる。量刑も「黥城旦舂」と最も重い。^⑧

⑩ 鞠

●之を鞠するに、媼は大夫沛の妾為り。沛媼を御し、媼弟(義)・媼を産む。沛の妻危死するや、沛媼を免じて庶人と為し、以て妻と為すに、有(又)た必・若を産む。籍は「免妾」為り。沛の死するや、弟(義)代りて戸の後と為り、肆・宅を有す。媼嘗(贓)を匿すこと、税直(直) 六百六十銭を過ぐ。先に自ら告げ、識の劫かすを告ぐ。識は沛の隸為り。沛為に妻を取(娶)り、肆・舍客室を以て識に鼠(予) えんと欲す。後に鼠(予) ず、為に室を買い、馬一匹・田廿(二十) 畝を分かち、識を異す。沛の死するや、識後に肆・室を求む。媼鼠(予) えず、識恐して媼に謂えらく「且に媼の贓(贓)を匿すを告げんとす」と。媼以ての故に肆・室を鼠(予) う。肆・室の直(直) は六百六十銭を過ぐ。得たり。皆審らかなり。

確定した諸事実の総括が行われた。この段落の記述は前段までの審理を集約したものであるから、煩雑を避けるため、内容の検討は省く。なお訓読文について一言しておく、一三四簡の原文「識恐謂媼」の「恐」字は、直訳すると「恐れさせる」の意。ここでは「おどす」と訓じた。ちなみに⑧の識の回答に見える「恐」字も意味は同じである。

補足的な説明を一つだけ加えておきたい。義は沛の「戸後」となり「肆・宅」を相続したのだが、彼は同時に父の「爵後」でもあった。一〇八簡と一一二簡で確認できるように、それぞれの爵位は沛が「大夫」（第五級）、義は「走馬」（第三級）であった。後者は秦爵で、後の「簪褭」にあたるという。^⑨ 柿沼氏は、大夫沛の爵後である義が走馬であったことと、二年律令（置後律）の規定に「疾死して後を置く者は、……、大夫の後子は簪褭と為る」（三六七〜三六八簡）と見える点に着目して、沛の死因は「疾死」（病死）であったと推測される。正しいであろう。

媼の大夫の妻為る、庶人為る、及び識の辜（罪）を疑す。駁（繫）す。它是県が論ず。敢て之を瀦（讞）す。

先の如く総括した上で、裁定にあたっての疑問点が提示される。ここで掲げられているのは二点。一つが媼の身分に関して。彼女を沛の妻、即ち大夫の妻と認定するか、それとも「庶人」するか。第二は、識の量刑についてである。既に解説した如く、本案例はここで簡を改める。

(c) 奏讞に対する回答（一三六簡）

上級官庁から戻ってきた回答には、右の二つの疑問点に対する二様の裁決案が示されていた。なお、「妻」の上の未積部分について整理小組は何も言及しないが、柿沼氏が推測するとおり、文脈から考えればこれは「沛」字であったと思われる。よって本稿ではこの字を補った。

● 吏議するに、媼大夫園の妻為り。識に貲すること二甲。或いは曰わく、媼庶人為り。識を完して城旦と為し、足を縲（纒）して蜀に輸す。

第一案は、媼を大夫沛の妻と認め、識には貲二甲の刑を科す。第二案は、媼の身分を「庶人」と定め、識については完城旦の上、足枷をして蜀に輸する。本簡の翻訳はこれで十分であろうと思われるが、なぜこのような裁定が下されたのか、その根拠がいま一つ理解できない。媼の身分と識の量刑とにわけて少しく整理しよう。まずは後者から。

第一案について、整理小組は、「具体的な量刑の基準は未詳」と但し書きしつつ、この「貲二甲」は、識が媼の家産秘匿を知りながらもそれを告発しなかった「不作爲犯罪」に対する量刑のはずだと注釈する。柿沼氏も基本的にはこれを支持しているものと思われる。「貲二甲」という量刑は、確かに識の未告発に対する科刑であるかもしれない。しかし、そうであったとしても、なぜここで急にこの罪が問題とされたのだろうか。原告の媼が訴え出たのは識の恐喝罪であつて、そちらの方は不問に付すということなのであろうか。理解に窮する。

第二案の「完城旦」に関しては、整理小組・柿沼氏ともに以下の如く説明する。識が脅し取った「肆・室」の評価額は六六〇錢以上であり、この贓額であれば本来は「黥城旦」に処すべきであるが、原文に「公士識劫婦」(二〇九―一〇簡)と見えるように識は「公士」の爵位を保有しているから、肉刑である「黥」が免除され、「完城旦」とされた。これは、識の恐喝罪が認定された結果の量刑といえよう。ただし、第二案では更に「足を縲して蜀に輸す」の刑が付加されており、その理由にはつきりしない。

次に媼の身分について。第二案は、言い換えれば、媼を「免妾」と見なすものである。これは戸籍上の登録内容を絶対的な基準とした判断であり、その立場は戸籍至上主義と評しえよう。対する第一案は、明らかに戸籍の書き換えを容認している。かような判断が示されたこと、しかもそれが第一の裁定案として提示されていることは、極めて興味深い。

では、第一案の如き判定の論拠は何か。まず考えられるのは、快等の証言 (b)④ である。媼は、再度の供述 (b)① において、六年前に沛は自らの妻として大夫の快等に己を披露したと訴えた。快等の陳述も、その聴取の段落に「快・臣・拳・嘉・頤の言うこと媼の如し」と明記されているから、媼の供述と内容は一致していた。自身の妻と遇するよう沛から申し入れがあり、それを了承した後、媼は確かに「它の人の妻」と同等の負担を担うようになった。このように彼らは告げたのであろう。そしてかかる第三者による証言が有力な証拠と見なされ、媼の主張が全面的に認められた。即ち「人の妻」として社会的に認知されていたことが戸籍の記載を覆す判定を生み出したものと了解されるのである。

ただし以上はあくまでも一つの推論であつて、これ以外の可能性も十分想定できる。たとえば、媼が「戸後」である義の実母であつた故に、それを沛の妻と認定するのが妥当であろうと判断されたのかもしれない。明証がないため、この点に関する結論を導き出すのは困難である。なお、媼の家産秘匿についても、最終的にどのようは判断が下されたのか、はつきりしない。債権を破棄したので不問に付されたとも、また、本案とは別件であるので別途審議されたとも考えられる。これもまた未詳の問題といえよう。

① 柿沼二〇一五は、一番上の子が本件発生の当時成年であつたと考えられることから、媼の年齢は三十歳以上であろうと推測する。

② この時代の刑事手続きについては、宮宅一九九八・初山二〇〇六を参照。

③ この論争については、柿沼二〇一五が要をえたまつて行つている。

④ この当時の「庶人」という概念については陶安二〇一二を参照。二年律令に現れるこの語について、これまでは「解放された刑徒や奴婢の専称」と理解されてきたが、陶安氏はかかる理解を批判して「百姓」「平民」の意と説く。

⑤ 唐律（戸婚二九）には
若婢有子及経放為良者、聴為妾。

とあり、その疏議には次のように見える。

疏議曰「婢為主所幸、因而有子、即雖無子、経放為良者、聴為妾。」問曰「婢経放為良、聴為妾。若用為妻、復有何罪。」答曰「妻者、伝家事、承祭祀、既具六礼、取則二儀。婢雖経放為良、豈堪承嫡之重。律既止聴為妾、即是許不許為妻。不可処以婢為妻之科、須從以妾為妻之坐。」

唐律の規定では、主の子をなした婢は解放後「妾」となりえるが、「妻」となることは認められていなかった。その嫁娶が「六礼」を具えていない故と了解される。この点について秦漢律の規定がいかにあつたかは不明である。ただ「免妾」の媼が前妻の危と同格の「妻」であつたとは些か考えがたい。二年律令中に見える「下妻」

「偏妻」などがこれに該当するのではなからうかと予想されるが、全ては後考に期したい。

⑥ 「隸」については、これを奴隸と異なる隸属身分と説く論者もいる。「隸」の事例としては、張家山漢簡・奏讞書の案例四に

● 胡丞意敢讞（讞）之。「漢高祖十年（前一九七）？」十二月壬申、大夫所誥女子符、告亡。● 符曰「誠亡、詐（詐）自以為未有名數、以令自占書名數、為大夫明隸、明嫁符隱官解妻、弗告亡。」
它如所。……〔後略〕……。〔一九一—一九簡〕

とあり、また里耶秦簡・一号井出土簡に

南里小女子苗 卅五年徙為陽里戶人大女子嬰隸（一〇〇、一五〇）

とある。これら従来の事例は全て「女子」（女性）であったから、鈴木二〇一二は、「隸」とは正式な妻ではなく、枕席に侍り、なおかつ身分の低い女性ではないかと推論される（五九頁）。また、劉二〇一一は、次節で引く二年律令中の奴隸解放規定に着目し、そこに見える「私属」なる身分が「隸」に似た性格をもつ可能性があると指摘する。後に確認する如く、「私属」は解放された男奴隸の呼び名で、女奴隸には用いられない。女性を含む「隸」と男性のみの「私属」とを結びつける劉説には違和感を覚える。「讞劫嬖妾」の発見により男性も「隸」と呼ばれていたことがはっきりしたから、鈴木説についても再

第三節 奴 隸

各論に移ろう。最初に取り上げるのは奴隸である。

秦律では女奴隸を表す場合、通常「妾」字が用いられている。本案例においても嬖は「故大夫沛の妾」と自称している。漢初の二年律令になると「婢」字の使用が一般的となり、「御」された「妾」も「御婢」と表記されるようになる。

考が必要といえよう。

右に引用した二つの事例に基づけば、「隸」は主（戸主）の名數（戸籍）下に着された異姓者に他ならない。これは、後述するように「臣妾（奴婢）」にも共通するところで、公法上における両者の扱いには殆ど違いがなかったと思われる。堀一九八七は、「隸」が奴隸より広い範囲の隸属者を含む身分呼称であるかもしれないと予想するが、そのような隸属身分——戸籍を通じて國家がその隸属関係をしっかりと把握している奴隸以外の私的な隸属者——は、目下のところ史料上些か想定しがたい。少なくとも筆者には思いつかない。よって本稿では、張二〇一〇（二五頁）が説く如く「隸＝奴婢」と見なして論を進める。

⑦ たとえば第三節に引用した奏讞書・案例三二には、被害者である「婢」に対して「訊」したと見える。

⑧ 該当する規定は睡虎地秦律・法律答問の一〇二簡、二年律令（盜律）の五五—五六簡に見える。

⑨ 走馬については、朱・陳主編集二〇一一の九六頁〔數〕・一二三簡正の注一）を参照。

⑩ 柿沼二〇一五もこうした可能性を示唆する。

兄弟・孝（季）父・柏（伯）父の妻・御婢を復せば、皆黥して城旦舂と為す。男弟・兄の子、孝（季）父・柏（伯）父の子の妻・御婢を復せば、皆完して城旦舂と為す。（一九五簡）

なお、男奴隸の名称も、秦律では「臣」であったのが「奴」へと改まる。

御婢に関しては、二年律令（置後律）に次のような規定が見える。

……〔前略〕……。婢 其の主に御されて子有り、主死せば、其の婢を免じて庶人と為す。（三八五簡）

これと同様の条文が秦律中にも設けられていたのならば、当案件の原告である嬖も、沛の死亡に伴って自動的に解放され「庶人」となったはずである。本件の場合は、奴隸主が生前に免じており、こうした奴隸解放もまた当時認められていたのである。以下の二年律令（亡律）の一条を見られたい。

奴婢の善為りて主の免せんと欲する者は、之を許す。奴は命じて私属と曰い、婢は庶人と為す。……。主の死する、若しくは罪有らば、私属を以て庶人と為し、刑せられし者は以て隠官と為す。免ずる所不善ならば、身ずから免ずる者復た入れて之を奴婢とするを得。……。（二六二―二六三簡）

「善」なる婢（妾）の自発的な解放が許されていたこと、また、放免された婢（妾）が「庶人」となされたこと。この二項が秦律に由来したのであろう可能性は、「識劫嬖案」簡によつて一層裏付けられたといえよう。更に、解放された女奴隸が戸籍上では「免妾」と登録されたことも新たに確認されたのである。

ここで本案例の中から右に関連する部分を再度引用しよう。

浦嬢を免じて庶人と為すに、即ち戸籍に書して「免妾」と曰う。(郷齋夫唐と郷佐更の証言―(b)⑦)

戸籍の妻を為らず、免妾為るの故を智(知)らず。(嬢の第二供述―(b)①末尾)

それぞれに見える「戸籍」は、ともに浦を戸主とするそれであつたに違いない。そしておそらく、そこには嬢が免ぜられる以前から既に彼女の名が記されていたと推定される。秦代・漢初の奴隸登記に関して、鈴木二〇一二は、主人の戸下にその名数は着されていたと論じられる。かかる指摘は正鵠を射たものである。もともと嬢は浦の戸籍に「妾」として登録されていた。それが解放の申請によつて「免妾」と書き換えられたのである。そして更に「妻」と改められるべきところを、浦が手続きを行わなかつたため、戸籍上の記載は「免妾」のままであつた。このように理解するのが最も穩当であろうかと思われる。

解放奴隸に関する資料としては、次の睡虎地秦簡・封診式の記載にも注目したい。

告臣 爰書に、某里の士五(伍)の甲縛りて男子の丙を詣し、告げて曰わく「丙は、甲の臣なり。橋(驕)悍にして、田作せず、甲の令を聴かず。謁うらくは、公に買(売)り、斬して以て城旦と為し、買(価)錢を受けんことを」と。……●丞の某某郷主に告ぐ。男子丙に鞠有りて、辞して曰わく「某里の士五(伍)甲の臣なり」と。其れ名事里、坐する所論じて可(何)と云う、可(何)の罪の赦せらる、或るいは覆問の母(無)有、甲の賞(嘗)て身すから丙を免じ復た之を臣とするや不やを定めよ。律を以て之を封守す。到れば書を以て言え。(三七―四一簡)

奴隸主の甲が「驕悍」なる「臣」（男奴隸）の内を訴え出たところ、その身上調査が郷に命じられた。照会が求められた項目は、「名事里」（姓名・身分・居住里）や犯罪歴などの他、「甲の嘗て身ずから丙を免じ復た之を臣とするや否や」に關してであった。この最後の項目——一度放免されたのに再び「臣」とされたことがあるか否か——については、前掲の二年律令（亡律）の中に関連する規定が確認される。当該条の後半には「免ずる所不善ならば、身ずから免ずる者復た入れて之を奴婢とするを得」と記されているのである。封診式に見える照会事項の内容をふまえれば、この一条を秦律に淵源する規定と見なして大過あるまい。思うに、奴隸を放免すること、及びそれを再び奴隸とすることの両事は、秦代・漢初において決して希有な事柄ではなかったのだろう。

そしてこうした時には必ず郷に申請が行われたはずであつて、郷の担当者もその届け出に基づいて簿籍の登録内容を変更しなければならなかった。たとえば奴隸解放を例にとると、秦代であれば「妾」（女奴隸）は「免妾」に、そして「臣」（男奴隸）が放免された場合は「免臣」へと、戸籍上の身分が書き換えられたものと理解されるのである。あるいは、再奴隸化の措置がスムーズに処理できるよう、「免臣」「免妾」の記載にあわせて前主の名が付記されていたかもしれない。

再び二年律令（亡律）を見よう。そこには「復た入れて、之を奴婢とするを得」とあつた。少しく問題となるのは「入」字の意味で、筆者はこれを「入籍」——旧主の戸籍に再度編入する——の意とするのが最も穩当であろうと考える。当該社会にあつては、放免後主人の籍から独立する奴隸が相当数存在したのである。経済的な余裕があれば、旧主は田宅を用意してこれに一戸をなさしめようと計らつたのではあるまいか。「識劫媮案」に窺える沛と識の関係は、まさにこうした当時の実情を伝えているものと思われるのである。

沛は識のために妻を娶り、その後家屋を買い求め、自らの稻田を「分」し、識を「異」した。これに対応する原文を、標点の上で引用しよう。

浦巳(巳) 為識取(娶) 齡、即為識買室、分識馬・田、異識。(二二〇～二二二簡)

右を次の二年律令(戸律)の一条と比較されたい。対比しやすいようにこちらも原文を掲げた。

……「前略」……、及主母・段(假) 母欲分孽子・段(假) 子田以為戸者、皆許之。(……「前略」……及び主母・段(假) 母の孽子・段(假) 子に田を分かちて以て戸と為さんと欲する者は、皆之を許る。三四〇簡)

傍線部を比べると、前文の「異」と後文の「以為戸」が対応していることに気付くであろう。「異」と「為戸」は同義であると思なしてまず間違いあるまい。「識を異す」とは、識を戸として独立させること、識を別の戸主とすることを指し示しているのである。

更にここで推測をたくましくしよう。彼は浦の「隸」(奴隸)であった。だから、もともとは浦の戸籍に名を連ねていたはずである。その識が「戸を為す」ということは、それに伴って彼の名が浦の戸籍から削除され、代わって識の籍が別立てられたと理解しなければならぬ。右に示した如く「識劫媿案」には「浦が識を異す」と記されているが、この時浦によって識の何が「異」されたかといえ、それは戸籍であったのだろう。つまり、「異識」の「異」字は、これを正しく説明すると、「異籍」の意にあたるであろうと筆者は考える。^①

「異」に関して、本案の識の事例からはつきりと見て取れるように、それに至る最も重要な契機は田宅の「分」であった。次の二年律令(戸律)を見られたい。

諸そ戸と為らず、田宅有りて、人名に附令する、及び人の為に田宅を名する者は、皆令して卒を以て成迎する二歳、田宅を県官に

没入す。……〔後略〕……（三三三簡）

戸として独立していないのに、田宅を有して、他人名義で登録した者は処罰の対象となされた。この規定が秦律に由来するものであるならば、田宅を与えられた識は、それに伴って当然一戸を為さなければならなかつたはずである。

では、沛はなぜ識を「異」したのだろうか。その動機について当案例は全くふれない。しかし、この点に何ら言及がない事実からこそ留意すべきであろう。

識自身が供述するように、彼は幼いころから沛の「隸」であつた。幼少時より主家で育ち、妻帯が可能な年齢まで成長したのである。おそらく、こうした奴隸は識以外にも当時多数存在していたであろう。彼らの中には、まさに識がそうであるように、適齢期に至ると主から田宅を分け与えられ独立した者もいたに違いない。それはあたかも親が子を「分異」するのと同じように、「生分」（父母の在世中に成人・既婚の子が別居分財すること）が盛行していた当時の社会状況下では、まるで家族周期上の一事の如く、主による奴隸の「分異」がごくありふれた日常的なコマとして行われていたのではあるまいか。沛が識を「分異」した動機について特段の説明を加えていないのは、当該期におけるこうした実情の表れと思われてならないのである。二年律令（亡律）に見える奴隸解放の規定も、それは課税の対象を増やしたいという王朝側の一方的な要求を反映しただけの法規ではなく、実社会で実際に行われていた奴隸解放を追認した結果でもあつたのだろう。

最後にその奴隸解放規定を今一度見ておきたい。そこには「奴婢の善為りて主の免せんと欲する者は、之を許す。奴は命じて私属と曰い、婢は庶人と為す」とあつた。この条文が秦代にまで遡るものであつたのならば、解放された後の識は「私属」と呼ばれたはずである。ところが、本案例中にその呼称を確認することはできない。そもそも「識劫媮案」の中には、「免識」（識を免す）といった記載すら見いだせないのである。放免の事実は、おそらく「異識」（識を異す）なる記述によって間接的に示されているのだろう。こちらについてはかかる説明で一応納得がいくと思われるが、「私属」に關

しては目下のところ全くの不明とせざるをえない。秦律ではこのような身分呼称が用いられていなかった可能性も十分想定されよう。

その存在形態や戸籍上の登録など、「私属」の具体像は一切わからない。されど、右の奴婢解放規定に基づけば、それが解放後も依然として旧主に属する存在と位置づけられていたであろうことは、揺るがない事実と確定されよう。更に本節の考察から推断される如く、秦代においては放免された奴婢が「免臣」「免妾」と戸籍上には登録されていた。「臣妾」であった過去はしっかりと記録として残されていたのである。また、秦・漢初を通じて再奴婢化の規定も設けられていたのであった。これらを総合すると、秦代・漢初では奴婢がその主によって免じられたとしても、両者の主従関係はすぐさま解消されるのではなく、それ以降も継続されたのであり、しかもこうした旧主―元奴婢の結びつきが法制上においても認められ、その維持が保証されてもいたのであった。おそらく、この当時、奴婢主と奴婢（特に男奴婢）の關係は親と子の關係に強く進えられていたのであろう。「分異」しても決して解消されることのない父―子の絆に奴婢主―奴婢の結びつきを重ね合わせて、後者の關係の安定化を図ろうとする社会的な意図が、ここに垣間見られると、筆者には思われないのである。^③

- ① このように推測して大過ないとすれば、『史記』卷六八・商君列伝に見る第一次商鞅変法の記載——民の二男以上有りて分異せざる者は、其の賦を倍す——の「分異」も、あるいは「分財異籍」の略称なのかもしれない
- ② 田宅を有すれば「為戸」は必須であったが、ただし、二年律令（戸律）には

……「前略」……不幸死者、令其後先圻田、乃行其余。它子男欲为戸、以為其田予之。其已為戸、而毋田宅、田宅不盈、得以盈。宅不比、不得。（三二一―三二三簡）

とあるから、田宅を有さなくても「為戸」は可能であったと考えられる。

- ③ 奴婢の解放について二点ほど、付け加えておきたい。女奴婢の場合、おそらく、その対象としては主に「御妾（御婢）」が想定されていたのであろう。彼女らは放免された後も、媵がまさにそうであったように、旧主の戸籍のもとにその名が登録されていたと理解される。その他「妾（婢）」であれば、前節注^⑥に引用した張家山漢簡・奏讞書の案例四に見える「符」（大夫明の隷）の如く、出嫁するケースが考えられよう。なお、識（男奴婢）と同じように「分異」された「妾

（婢）（女奴隸）が存在したかは定かでない。追加説明の二点目は「私属」に關してである。鈴木二〇二は「私属」となった後もその名は依然として前主の戸籍下に登録されていたと論じる。二年律令（戸律）に見える田宅受給規定（三二〇～三二二簡）には「私属」がその対象に含まれておらず、田宅受給者ではなかったと考えられる。

とから、それは「田宅受給資格となる自身の戸を立てることができなかった」と氏は述べる（八五頁）。しかし、前注で既に指摘したように田宅がなくても「為戸」は可能だったのであり、「私属」の「異籍」が認められなかったと推断するのは早計であろう。

第四節 「舍」人

本案例によれば、沛に債務を負っていた大夫の建、公卒の昌、士伍の積・喜・遺は全員もと「沛の舍人」であった。建等のように「舍人」の肩書きを有する人物は、他の出土資料中にも確認することができる。たとえば、張家山漢簡・奏讞書の案例一五には「舍人の士伍興・義」、また案例一六には「新郟〔県令の〕信の舍人」であった蒼、「舍人の簪農餘」、「舍人の小簪農造」、「新郟県令」信の舍人の萊」といった名が見える。彼らは全て県令の配下で、かかる地方長官付きの舍人に関しては既に専論がある。整理小組も本案例の「舍人」に注記して、これを「私門の吏員」と説き、続けて『漢書』卷一上・高帝紀上・秦二世三年六月の顔師古注「舍人は、親近左右の通称なり。後に遂に以て私属の官号と為す」、及び同書卷九九上・王莽伝の顔師古注「舍人は私府の吏員なり」を引用する。

ただし、ここで留意すべきは沛の経歴である。当案例を読むかぎり、彼が生前何らかの官職に就いていたとは些か考えがたい。その官歴について一言もふれていないからである。柿沼氏が推測するとおり、沛は「非官吏」であった可能性が高い。とすれば、ここに見える舍人を説明するのに「吏員」や「官号」の語を用いるのは、やや適切さに欠くといえよう。では、かかる舍人の類例を他の出土資料中に求めてみよう。すると、わずかに一例であるが、これに符合すると覚しき事例を見いだすことができる。張家山漢簡・奏讞書の案例二二に検出されるのがそれである。

当該案例のあらましは次のようであった。女子の婢が市場から帰る途中でのこと、背後より何者かに刺され、携えてい

た金銭を奪われた。獄史の順等が賊の探索を開始するものの、捜査は難航を極める。やがて獄史の舉闕が代わってこれを担当し、必死の搜索の結果、公士の孔なる人物を検挙するに至った。以下、本稿での検討に必要な箇所を引用しよう。行論の都合上、原文もあわせて掲げた。なお、釈文は彭等主編二〇〇七に従い、一部分標点を変更した。^②

●六月癸卯、典獄告曰「不智(知) 何人、刺女子婢最里中、奪銭。不智(知)之所。」即令獄史順・去疾・忠文・固追求賊。婢曰「但(揮) 銭千二百、操篋、道市帰。到巷中、或道後類塹(暫) 輒婢。債、有頃乃起、銭已亡、不智(知) 何人之所。其輒婢疾、類男子。諱(呼) 盜、女子訛出、謂婢北(背) 有笄刀、乃自智(知) 傷。」……。訊婢、「党(黨) 有与争闘、相慙(怨)、及商販・葆(保)、庸・里人・智(知) 識・弟兄貧窮、疑盜傷婢者。」曰「母有。」視刀、鉄環、長九寸。婢債所有尺半荆券一枚、其齒類買人券。」婢曰「母此券。」……。順等求弗得、令獄史舉闕代。舉闕以婢債劄券謙(廉) 視買市者、類繪中券也。……。諷求其左、弗得。舉闕求、毋徵物以得之。即收訊人豎子及買市者舍人・人臣僕・僕隸臣・貴大人臣不敬慙、它臯人米流庸(傭)、疑為盜賊者、徧視其為謂即(節) 薄、出入所以為衣食者、謙(廉) 問其居処之状、弗得。……。「後略」……。

●「始皇帝六年(前二四一)」六月癸卯(二七日)、「里」典の嬴告げて曰わく「何人なるかを智(知) らず、女子の婢を最里中に刺し、銭を奪うものあり。之く所を智(知) らず」と。即ち獄史の順・去疾・忠文・固をして賊を追求せしむ。婢曰わく「銭千二百を但(揮) い、篋を操ち、市道り帰る。巷中に到るに、或るひと後ろ道り塹(暫) に婢を輒すに類たり。債れ、頃く有りて乃ち起きるに、銭已に亡く、何人にして之く所を智(知) らず。其の婢を輒すこと疾ければ、男子に類たり。盜と諱(呼) ぶや、女子の訛出でて、婢の北(背) に笄刀有り」と謂うに、乃ち自ら傷つけらるるを智(知) る」と。……。婢を訊するに、「党(黨) しくは与に争闘して、相い慙(怨) むもの、及び商販・葆(保) 庸・里人・智(知) 識・弟兄の貧窮するものにして、婢を盜傷せんと疑がわるる者有るか」と。曰わく「有る母し」と。刀を視るに、鉄環ありて、長さは九寸。婢の債れる所に尺半の荆券一枚有り、其の齒は買人の券に類たり。婢曰わく「此の券母し」と。……。順等 求めるも得ず、獄史の舉闕をして代わらしむ。舉闕 婢の債れる劄の券を以て買市の者に謙(廉) 視せしめるに、繪中の券に類たるなり。……。其の左「券」を諷求するも、得ず。舉闕 求め

るに、微物の以て之を得る母し。即ち人の堅子及び賈市の者の舍人・人臣僕・僕隸臣・貴大の人臣の敬愆ならざるもの、它隰の人の来りて流庸（傭）するものにして、盜賊為りと疑わるる者を收訊し、徧く其の為謂の即（節）薄、出入して以て衣食を為す所の者を視し、其の居処の状を諱（廉）問するも、得ず。……〔後略〕……。

釈文について若干の補足説明を加えておきたい。「令獄史順・去痰・忠文・□固追求賊」の「文」字を、張家山整理小組二〇〇一・同二〇〇六の釈文はともに「大」に作る。「順」から「固」までは、標点になおも疑問は残るものの、獄史の名を列記している部分と見なすのが穩当であろう。傍点部に関しては、本釈文の他に「□取葆庸」^④と「及賈販取葆庸」^⑤の二案がある。この部分の赤外線写真を確認すると、当該箇所の文字数は明らかに五字である。よって、六字で釈する案は成り立たない。彭等主編二〇〇七の釈文に従うべきであろうと思われるが、ただ一点気になるのは「商」字である。当該文字の輪郭が「《二年律令・秩律》四一五号簡（四五一号簡）の誤植―引用者）の『商』字に似ている」と同書は注記する。しかし、赤外線写真を用いてこの両字を比較すると、それが同一の文字あるという見解には首をかしげたくなる。案例二二には「賈」字が頻出するが、字形の上ではこれが最も近いと筆者には感じられる。この部分の釈文は、「商」字を「賈」に改め、「及賈販葆庸」とすべきであろう^⑦。

さて本題に移ろう。傍線部を見ると、そこには「賈市者舍人」とある。「賈市者の舍人」と訓ずるのが正しい^⑧。前掲三書の釈文では、いずれも「舍人」に「《漢書・曹參伝》の注に『猶お家人のごときなり』と注記する。曹參伝（卷三九）を確認すると、そこには

蕭何の薨るや、參之を聞き、舍人に告げて趣して治行せしむ。

とあり、右に顔師古は

舎人は猶お家人のごときなり。一説に私属の官の家事を主る者なり。

と注を付している。後者の「一説」は、先の「吏員」「官号」という解釈に通じる。案例二二の釈読者が等しくこちらの註解を引用しないのは、本案例の場合相応しくないと判断したからであろう。一方、前者の「家人」は「僮隸」の意で、池田編二〇一五も、おそらくこれに依拠して、「賈市者舎人」を「市中の商人の召使い」と翻訳する。当該案例の「舎人」が「民間の有力者に奉仕する従者」を指し示しているであろうことは、まず間違いない。では、以上をふまえて「識劫竊案」の「舎人」について考えてみよう。

第二節(b)③で確認したように、建等はそれぞれ沛から資金の提供を受けた。沛が「賈市者」であったとするならば、建等は彼を出資者とするその「舎人」として商いに従事したのである。沛を中心とする商人のグループが形成されたのであり、その内部を律していたのが「主―舎人」の紐帯であったと理解される。柿沼氏は、「沛から資本金を受けて商売を開始した時点」で建等は「沛の舎人ではなくなっていた」と推定されるが、「主―舎人」の関係が解消されたのは、彼らの事業が失敗した後、つまり返済の証文が作成された時のことと了解すべきであろう。

建は、識の恐喝事件が起こった当時、大夫の爵を有していた。それはかつての主である沛の爵位と異ならない。兩名の間に超えられないほどの隔絶した身分差があったとは些か考えがたい。公卒の昌や士伍の積・喜・遺等もこの点は同じであっただろう。彼ら五人は、経済的な有力者の庇護下に入った平民と見なしうる。この五名が後に欠損の弁済を請求されていることから推論すると、彼らの間の「主―舎人」関係は、出資時に取り結ばれた契約関係の一形態であったのかもしれない。少なくとも、建等には負債の返還を期待できるだけの経済的な能力があると見なされていたはずで、彼らを私家

の隷属民の如き存在と理解するのは的外れであろう。

これに対して、奏讞書・案例二二の「賈市者舍人」からは、やや趣の異なった「舍人」像が帰納される。先の傍線部を見ると、それは「人豎子」や「人臣僕・僕隸臣・貴大人臣」と併記されており、池田編二〇一五はこの部分を「不良少年・市中の商人の召使い・私家の下僕・官府の雑役をする隸臣・有力者の召使いで素行の悪い者」と訳す。当案例の舍人は、主人の店舗に勤務する従業員で、その中には無頼の如き悪漢（たとえば用心棒）も含まれていたのだろう。

一口に「舍人」といってもその実態には大きな幅があったと考えられる。かかる現象は貴族・高官に仕える舍人の場合にも同様であって、そこには「賤人」と罵られる者から、「客」として遇される者まで、様々な様態が確認される^①。周知のように、「吏員」としての舍人に関しては、西嶋定生氏がこれを「家内奴隸」と形容し、一方、増淵龍夫氏は、主人との強固な人的結合関係を重視すべきだと、西嶋説を批判した。存在の多様性が評価を複雑たらしめている要因であろう。もし本節の検討結果をふまえて秦代の民間社会における「主—舍人」の関係を整理すれば、次のようになるであろう。即ち、それは平民同士の間で取り結ばれた主従の関係で、両者を結びつける従属の度合いには個々のケースによって強弱の違いがあったと予想される。そしてこの関係は時に解消することも可能であったのである。増淵氏は貴族・高官の舍人を評して「家の私属」「家父長制的規制下における私属」と述べるが、民間社会のそれもまた、もともとは主家に「舍」る人々であったのであり、擬制的な家族員として遇されていたのであろう。

奏讞書の案例二二、そして「識劫嬖案」と、「賈市者」に従う「舍人」の事例が偶然にも重なって確認された事実は、売買を生業とする者の間で当時こうした主従の関係が盛行していた実情を表しているのであるまいか。流動性の高い商業の世界においては家族・血縁といったプリミティブな結合原理が比較的強固で安定した関係を築く基盤として尊ばれていた。右はそれ故の事象であったと臆断されるのである。

① 専論としては直井一九九九、周二〇〇四などがある。

② 奏讞書・案例二二について、他に張家山整理小組二〇〇一、同二〇

〇六の釈文がある。また訳注としては学習院大学二〇〇一、池田編二〇一五があり、本案例を専論した飯島二〇〇〇a、同二〇〇〇bもある。

③ 「党」については、これまで「里党」「朋党」「同夥」といった解が与えられてきた。しかし、この字は「儻」乃至は「倘」——推量の副詞——と見なす方が文意は通じる。「ひよっとしたら以下のような人物がいるのではないか」と問われているのだろう。

④ 張家山整理小組二〇〇一の釈文。

⑤ 張家山整理小組二〇〇六の釈文。池田編二〇一五はこれに従う。

⑥ 彭・陳・工藤主編二〇〇七所掲の図版がこれにあたる。

⑦ かかる釈文は、蔡二〇〇六の所論と同じ。彭等主編二〇〇七は蔡

氏の見解を引用した上で「商」字とする新たな釈読案を示す。
⑧ 飯島二〇〇〇a、学習院大学二〇〇一は「賈市者」と「舍人」に分けて解釈する。

⑨ 「漢書」卷八八・儒林伝・轅固伝の師古注に「家人言儻隷之属」とある。梁章鉅『称谓録』卷二五・「僕」を参照。

⑩ 「識劫媿案」によれば、沛は「市布肆」などを経営すると同時に「福田」も所有していた。商業と農業を兼業する利殖家と見なせよう。秦漢時代では、法制上商人の土地保有は禁じられていたと考えられているが、その実体については再考の余地があると感じられる。

⑪ この点に関しては西嶋一九八三、増淵一九九六などを参照。なお、本文で示す両氏の見解もこの論考による。

第五節 「里」 「単」

第二節(b)①で媿は次のように述べていた。煩を厭わず再度引用しよう。

居ること二歳、沛宗人の里人たる大夫快・臣、走馬の拳、上造の嘉・頤に告げて曰わく「沛に子の媿の所の四人有れば、妻を取(娶)らず。媿をして宗に入れ、里單賦を出だし、里人と通じて飲(飲)食せしめんと欲す」と。快等曰わく「可なり」と。媿即ち宗に入り、里人の不幸にして死する者のために單賦を出だすこと、它的人の妻の如し。

前妻の危が死亡してから二年後のこと、沛は快・臣・拳・嘉・頤の五名に対していくつかの申し出を行う。第一には媿を「入宗」させること。この語は他に用例を見ない表現であるが、「宗人に加する」の意であろうか。媿を同宗の構成員に加え、その一員としての義務と権利を認めるよう申し入れたと推察される。

次に沛が願ひ出たのは「出里単賦」と「与里人通飲食」であった。「入宗」が宗人（血縁）に関わる要請であるとすれば、こちらは里人（地縁）との関係をめぐる申し出といえる。まずは後者の点について検討を加えたい。

ここで着目すべきは、睡虎地秦簡・法診式の次の記載である。

毒言 爰書に、某里の公士甲等廿人 里人の士五（伍） 丙を詣し、皆告げて曰わく「丙に毒言有りて、甲等 焉と飲食し難きに、来りて之を告ぐ」と。……●丙を訊するに、辞して曰わく「外大母の同里の丁 毒言有るに坐し、卅余歳の時を以て罍（遷）せらる。丙の家に節（即）し祠有らば、甲等を召すも、甲等 肯て来たらず、亦た未だ嘗て丙を召して飲せず。里に節（即）し祠有らば、丙里人及び甲等と会して飲食せんとするも、皆肯て丙と栳（杯）器を共にする莫し。甲等及び里人・弟兄^①、及び它人の丙を智（知）る者、皆丙と飲食し難しとするも、丙は而ち毒を把たず。它の坐毋（無）し」と。（九一―九四簡）

整理小組も右を引用して、「通飲食」の「飲食」を「祭祀の時などに集会して飲食することと解説する。従うべきであろう。^②この「毒言」によれば、当時「祠」（祭祀）に伴う共食には二種類あった。一つは里人の各「家」が主催するそれで、各々の祖禰に対する「祠」などがこれに相当しよう。いま一つは里を単位とする共食で、その具体例としては春秋の社祭が想起される。沛が要請したのは後者に嫡が参列することであつて、それへの参加は里の一員と認められるための不可欠な資格であつたに違いない。

ここで、沛と快等との関係について考えてみたい。原文を見ると、「大夫快」云々の前には「宗人里人」の四字が置かれてゐる。柿沼氏が説くように、この部分は「宗人と並びに里人の快」ではなく、「宗人であり里人である快」云々と解釈するのが正しかろう。つまり、快等は沛の同宗であり同里の人であつたと想定される。では、なぜ「入宗」のみならず、「通飲食」の件も彼らに許可を求めたのか。一つの可能性を示しておく、里への申請にあつたのはそれを保証する同里

の在住者が必要であったのではなからうか。「入宗」とあわせて快等にその保証人となることを願い出たと筆者は推論する。二年律令（置後律）には

嘗て罪耐以上有らば、人の爵後と為るを得ず。諸そ当に擗（拜）して爵後となるべき者は、令典若しくは正・伍・里人の五人を下ること母きものをして占を任せしむ。（三九〇簡）

とあり、爵後となるには五人以上の保証人が必要であった。奇しくも快等が五名であることにあえて意味を見いださうとするのは、牽強付会の説であらうか。

話題を「出里单賦」に移そう。「单」は「憚」「彈」とも表記される在地社会の組織で、一九七三年に河南省偃師県で出土した「漢侍廷里父老憚買田約束石券」（後漢章帝建初二年（七七）の紀年を有す）の公表以降、「单」（以下表記はこの字に統一する）の性格をめぐって様々な意見が提示された^④。

たとえば、兪一九九四は、殷周時代にまで遡ってこの事例を博搜し、その上で次のように述べる。本来氏族を単位とする共同体であった「单」は、やがて地縁的紐帯に基づく居民の共同体的組織に変化し、漢代においては国家の行政単位である「里」とそれが重なり合っていた。このように論じるにあたって、兪氏が依拠した最も根本的な資料は、一九五五年に四川省宜賓市翠屏村三号墓から出土した次掲の墓碑銘文である。

① 永元六年（九四）八月造

② 永元六年宜世里宗整利後安樂

③ 宣化宜世彈休之藏永元六年始造

磚文②の「宗整」について、「宗」を墓主の姓、「整」を「磚」字とし、これを「宗氏の用いる磚」と解釈する。また、磚文③の「休之藏」を、「休之」は墓主である宗氏の名、「藏」は「葬」字に通じるとして、この三字を「宗休之の墓」の謂と説く。そして、磚文③に見える「宜世彈」の「宜世」が磚文②の里名と同じであることから、漢代では一つの「単」が一つの「里」に相当した、と結論づけるのである。

これに対して初山二〇一三は、磚文②の「宗」字に関して、この字を「冢」の仮借と見なす。あわせて『秦漢南北朝官印徵存』巻五引く後漢の印章「宗単祭尊」(No. 1013)を掲げ、この「宗単」も「冢単」のことであると見なし、これを造墓のために結成された「単」と論じる。初山氏は愈一九九四の見解を批判して、「単」という組織を血縁にも地縁にも基づかない、上古の「盟誓習俗」に淵源する「人群組織」と位置づけられている。おそらく磚文③の「宜世彈」についても、確かにそれは里名を冠しているけれども、決して地縁的な共同体ではなく、造墓といった特定の目的を果たすために設けられた人的組織であったと見なされているのだろう。

「識劫媿案」に現れる「単」もまた、葬送に関わる互助組織であった。媿はこの段の供述で最後に「里人の不幸にして死する者のために単賦を出だすこと、它の人の妻の如し」と述べている。「単賦」の「賦」に関しては、次の『列子』巻七・楊朱の記載が参考となる。

衛端木叔なる者は、子貢の世なり。其の先賢に藉りて、家に万金を累ぬ。世故を治めず、意の好む所を放にす。……行年六十、氣幹將に衰えんとするや、其の家事を棄て、都べて其の庫藏せる珍宝・車服・妾媵を散じ、一年の中に焉を尽くし、子孫の爲に財を留めず。其の病むに及ぶや、藥石の備無く、其の死するに及ぶや、瘞埋の資無し。一國の人、其の施しを受けし者、相与に賦して之を蔵め、其の子孫の財を反す。

傍点部分に見える「賦」は「わりあてる」の意に他ならない。整理小組が説く如く、「里人は金を出して葬儀を助け合ったのであり、各人ごとに一定の金額が割り当てられたのだろう。徴収の方法等、不明な点は多々あるが、「不幸にして死する者」^⑥の葬儀を支援するために里人相互が資金を拠出していたこと、そしてそれが当時「単賦」あるいは「里単賦」と呼ばれていたであろうことは、疑いようのない事実といえる。ちなみに兪一九九四は、前掲の碑文^③「蔵」字を「葬」と解釈するにあたって、右の『列子』傍点部を一つの根拠としている。

「単」は、本案例の場合においても、明らかに特定の問題を解決するための互助組織であった。初山氏の主張を裏付ける例証と見なせよう。ただし留意すべきは、この「単賦」が里人乃至は里内の家全てに課されていた可能性が高いこと、即ち、里の住民が全員「単」の構成員であったと想定される点である。沛は「出里単賦」と同時に「与里人通飲食」の許可を願い出た。後者が里の祭祀に参加する里人としての権利に相当したとすれば、前者はそれが負うべき当然の義務であったと推測される。「単」は、初山氏が正しく論じられるように、「盟誓習俗」に由来する民間の組織であっただろうが、少なくとも本案例が生起した秦代の時点では、里の所属員がその地縁的な紐帯を確認・維持するための装置としても、それは活用されていたと理解されるのである。

① 「里人弟兄」について、現在これを「同里の弟兄」とする解釈が通行しているように感じられる。しかし、かかる理解は正しくない。「里人弟兄」の直前に「甲等及び」とあるため、この「甲等」が「里人」を表しており、重複する「里人」は続く「弟兄」にかかると修飾語と見なされてきたのだろう。合理的な解釈のように思われるが、注意すべきはこの直前に「里人及甲等」とある点である。ここでは明らかに、原告である里人の「甲等」と区別して「里人」の語が用いられている。この爰書の「里人」は、告発者である「甲等」二十人を除いた「その他の里人」を指していると考えなければならない。本稿のよう

に「里人並びに弟兄」と両者を並列の関係でとらえるべきであろう。ちなみに、前節に引いた奏議書・案例二二には、傍点部の続きに「里人・智(知)識・弟兄」と見える。また、『礼記』檀弓下には「喪、公弔之、必有拜者。雖朋友・州里・舍人、可也。弔曰「寡君承事」。主人曰「臨」。」という記載が確認される。こうした記述を総合すると、「里人」「州里」は地縁、「弟兄」「舍人」は血縁、「知識」「它人知丙者」は朋友という、三種の人間関係を表現していると考えられる。

② 柿沼氏は、二年律令(盜律)に

智（知）人為竽盜而通飲（飲）食餽遺之、与同罪。弗智（知）、
黥為城旦舂。其能自捕若斬之、除其罪、有（又）賞如捕斬。竽盜
法（笞）、弗能捕斬而告吏、除其罪、勿賞。（六三—六四簡）

とある一条を引き、「通飲食」を「飲食を提供する」の意と説く。こ
の盗律に関しては、専修大学二〇〇四・富谷編二〇〇六も「通飲食」
を同じ意味とする。しかし、それでは続く「餽遺之」と内容が重なっ
てしまい、表現としてはくどい印象を受ける。飲食の提供は「餽遺
之」が表しており、「通飲食」は「共飲食」の意で、「飲食を共にす
る」と解釈するのが自然であろうと思われる。

③ 「毒言」に見える二つの「祠」については、かつて下倉二〇一〇で
論じた。

④ その論争史については初山二〇一三が詳しい。

⑤ 「单賦」が誰を対象に割り当てられたのか、それは専ら「人妻」の

おわりに

本案例に見える「单」は、まさに葬儀の支援を目的とした地縁的な互助組織であった。更に、初山二〇一三が推論する
ように後漢の印章「宗单祭尊」の「宗单」が「冢单」であったとするならば、後漢時代にも造墓のために「单」が結成さ
れていたことになる。死者の葬送にはかなりの経済的負担が伴ったのだろう。それを自弁しえるだけの資金を各戸・各家
の単位で事前に確保しておくのは相当の難事であったのだろうか。いずれにせよ、人々はいざという事態に備えてお互い
に支え合うセーフティネットを構築していたと考えられるのである。

では、葬送という一事に拘って、更に事例を求めてみよう。すると、次のような興味深い記事を見いだすことができる。

みに課されたのか、また、その徴収は死者が現れたときに臨時に行わ
れたのか、それとも出資に備えて事前に定期的に納金されていたのか
等々、不明な点が多い。なお、整理小組は「里人の死亡時に『人妻』
等の身分に照らして割り当てられた」と注記し、柿沼氏は「むろん人
妻だけが『单賦』を払うとは限らない」と述べる。

⑥ 「不幸にして死する者」について、整理小組は広く「死亡」を指す
法制用語で、「疾死」「非疾死」「死事」といった特定の死の様態を示
す語とは異なると解説する。柿沼氏は、「運なく凶事に遭って死ぬ」
ことで、刑死などを含まない意と説く。ちなみに富谷編二〇〇六と専
修大学二〇〇六は、戸律（三〇—三三簡）に見えるこの語に注記
して、前者は「罪を得て死ぬのとは区別された表現」、後者は「人が
死ぬこと」と記す。

五穀既に登り、家に蓄積を儲う。乃ち時令に順い、喪紀を勅す。同宗に貧窶にして喪を久しくするも葬るに堪えざる者有らば、則ち宗人を糾合して、共与に之を挙げよ。親疎・貧富を以て差と為し、正心に平斂し、相踰越する毋れ。務めて先ず自ら竭くし、以て随わざるを率いよ。

これは『四民月令』十月条の記述で、本書は後漢桓帝期に活躍し、靈帝建寧三年（一七〇）に死去した崔寔が著したものである。

貧乏で葬式を挙げられない者のために糾合して資金を出し合うというのは、「単賦」の精神と殆ど変わらない。貧富によって拠出金に差等を設けようといった発想も、「単」の中に既にあったかもしれない。葬送の互助組織であること、「識劫媿案」の「里単」と全く違いはないのだが、ただ一つ大きく異なる点がある。それは右の記載を一瞥すれば直ちに気づくように、その構成員が「里人」ではなく、「宗人」であることである。

「識劫媿案」の中にも「宗人」は現れる。沛は彼らに対して媿の「入宗」を願っていた。けれども、同時に「里」と「単」への加入も求めたのである。なぜならば、葬送に関わる互助的なネットワークは「宗」ではなく、「里」「単」が担っていたのだから。『四民月令』の中で期待されている役割を「識劫媿案」中の「宗人」は、同じ「里」「単」に属する者として果たしていたに過ぎない。葬送を軸に「宗」という関係を比較すると、「識劫媿案」と『四民月令』から窺える様相には大きな隔たりが看取されるのである。

既に下倉二〇一〇で論じた如く、引用した『四民月令』の最後の一文には「務めて先ず自ら竭くし、以て随わざるを率いよ」とある。「随わざる」者の存在を想定している点に留意しなければならない。「務めて先ず自ら竭くす」リーダーのような「宗人」がいないと、「同宗」内の団結は十分に維持しえない。だから、その役割を担えよと、崔寔はこの書を通じて子孫達に訴えているのである。

彼の描く後漢後期の「同宗」は、おそらく近世の宗族に比べると、はるかに脆弱な組織であったと評しえよう。しかし、それでも「識劫媿案」中の「宗人」関係に比すれば、その機能的集団としての性格は格段に増したと了解しなければならぬ。宗人・同宗・宗族、即ち中国における同姓親関係のありようにも、当然歴史はある。その結びつきは徐々に、そしておそらく意図的に強化されていったと予想される。かかる中国父系関係史の具体的な軌跡については、なお未詳な点が多い。「識劫媿案」によってその欠が些かなりとも埋められたのではないかと筆者は確信するのである。

〔引用文献〕

飯島和俊 二〇〇〇a 「市に集まる人々——張家山漢簡『奏讞書』 案例 二二をめぐって——」『アジア史における法と國家』中央大学出版部

飯島和俊 二〇〇〇b 「秦漢交替期の雇用関係——江陵張家山漢簡『奏讞書』 案例22に見えるの「它縣人來乘牝」を手がかりとして——」『唐代史研究』三

池田雄一編 二〇〇二 『奏讞書——中国古代の裁判記録——』(刀水書房)

池田雄一編 二〇一五 『漢代を遡る奏讞——中国古代の裁判記録——』(汲古書院)

柿沼陽平 二〇一五 『岳麓書院藏秦簡訳注——「為獄等狀四種」 案例七 識劫媿案——』(『帝京史学』三〇)

学習院大学漢簡研究会 二〇〇一 『秦代密通・盜傷事件——江陵張家山漢簡『奏讞書』を読む——』(『学習院史学』三九)

蔡 万進 二〇〇六 『張家山漢簡『奏讞書』研究』(広西師範大学出版社)

下倉 涉 二〇一〇 『刺謁・振贖・潔祀——「四民月令」に描かれた人と人との結びつき——』(『歴史と文化』(東北学院大学論集)四五)

朱漢民・陳松長主編 二〇一〇 『岳麓書院藏秦簡(貳)』(上海辭書出版社)

朱漢民・陳松長主編 二〇一三 『岳麓書院藏秦簡(參)』(上海辭書出版社)

周 長山 二〇〇四 『從舍人・門下到諸曹——对漢代郡府僚属的若干考察』(『立命館文学』五八五)

陶安あんど 二〇一〇 『秦漢律・庶人、概念辯正』(『簡帛』七)

鈴木直美 二〇一〇 『中国古代表族史研究』(刀水書房)

專修大学 『二年律令』研究会 二〇〇四 『張家山漢簡『二年律令』 訳注(一)——盜律——』(『專修史学』三六)

專修大学 『二年律令』研究会 二〇〇六 『張家山漢簡『二年律令』 訳注(七)——復律・賜律・戸律——』(『專修史学』四一)

張榮強 二〇一〇 『漢唐籍帳制度研究』(商務印書館)

張家山二四七号漢墓竹簡整理小組 二〇〇一 『張家山漢墓竹簡(二四七号墓)』(文物出版社)

張家山二四七号漢墓竹簡整理小組 二〇〇六 『張家山漢墓竹簡(二四七号墓)』(文物出版社)

富谷至編 二〇〇六 『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究』(譯注篇)『朋友書店』

直井昂子 一九九九「前漢初期の県令と門下・舎人——張家山漢簡「奏

讞書」案件十六をめぐる——」〔『史滴』二二〕

西嶋定生 一九八三「中国古代帝國形成の一考察——漢の高祖とその功

臣——」〔『中国古代国家と東アジア世界』東京大学出版会、初出は

一九四九年〕

彭浩・陳偉・工藤元男主編 二〇〇七「二年律令与奏讞書——張家山二

四七号漢墓出土法律文獻釈読——」〔上海古籍出版社〕

堀敏一 一九八七「雲夢秦簡にみえる奴隸身分」〔『中国古代の身分

制』汲古書院〕

増淵龍夫 一九九六「戦国官僚制の二性格」〔『新版』中国古代の社会

と国家』岩波書店、初出は一九五五〕

宮宅 潔 一九九八「秦漢時代の裁判制度——張家山漢簡『奏讞書』よ

り見た——」〔『史林』八一—二〕

初山 明 二〇〇六「中国古代訴訟制度の研究」〔京都大学学術出版会〕

初山 明 二〇一三「漢代結僮習俗考」〔邢義田・劉增貴主編『古代庶

民社会——第四屆國際漢學會議集古代庶民社会』中央研究院〕

僮超（鈴木敦訳） 一九九四「中国古代の社会と集團」〔雄山閣出

版、原書は一九八八〕

劉 欣寧 二〇一一「秦漢律における同居の連坐」〔『東洋史研究』七〇

—二〕

鷲尾祐子 二〇一五「分異の時期と家族構成の変化について——長沙吳

簡による検討——」〔伊藤敏雄・窪添慶文・関尾史郎『湖南出土簡

牘とその社会』汲古書院〕

（東北学院大学教授）

On the Claim of a Woman: Slaves, *She ren* 舍人, and *Li dan* 里單
Appearing on the *Shi jie Wan an* 讞劫媿案 of the *Qin Bamboo Slips*
Kept in Yue Lu Academy 岳麓書院藏秦簡

by

SHIMOKURA Wataru

In 2013 Shanghai Lexicographical Publishing House published volume three of *Qin Bamboo Slips Kept in the Yue Lu Academy* 岳麓書院藏秦簡 and the legal work titled *Wei yu deng zhuang si zhong* 為獄等狀四種 thereby became public. This article addresses the “*Shi jie Wan an*” 讞劫媿案 one of the *zou yan shu* 奏讞書 (varieties of legal precedents) that appears among them and examines it from the standpoint of family history and familial relations.

In this document, it is possible to confirm the date “Qinwang Zheng 18” (BCE 229). Thereby, we understand that the trial occurred just prior to the establishment of the Qin empire. The plaintiff was a woman named Wan 媿, a former slave, who claimed that she had been threatened by someone named Shi 讞. The reason for the threat was that Wan had misreported the family assets. When she was still a slave, Wan gave birth to the master’s children and she was later freed from servitude, becoming the wife of her former master. Because her husband had died, when Wan reported the family finances in place of the young children, she did not report the debts owed by her husband’s *she ren* 舍人 as family assets. Shi knew this fact and threatened Wan. Wan thereafter destroyed the documentary evidence, cancelling their debts, and moreover initiated a suit against Shi for threatening her. Then, when the investigatory process began, it was discovered that Wan, who should been the wife of her former master, did not appear in the household record as his wife.

The people who appear in this case are extremely diverse. The plaintiff Wan and the accused Shi were both freed slaves, as was her former husband. Moreover, in this legal case, there also appear the four children born of the union of Wan and her former lord, the former *she ren* of the husband who were in his debt, as well as the relatives who lived in the same

village as the husband, and the village officials who managed the household records. In addition, it can be confirmed that the mutual-help organization called a *li dan* 里單, which was composed of people from the same village, also appear in the records. It can be affirmed that this legal case is an excellent source in attempting to comprehend concrete examples in of the relationships among people in civil society of the day.

In the first and second sections of this article I attempted a comprehensive interpretation of the *Shi jie Wan an* case. Then in the third and later sections, I argue in regard to the slaves, *she ren*, and *li dan* who appear in this case. In the third section, I consider the slaves, and especially their liberation. The purpose of this section is to elucidate the concrete aspects of the relationship between master and slave during the period in question. As a result of this analysis, I hypothesized the following. In some cases during the Qin and early Han periods masters of slaves provided land to slaves and gave them independence, just as they might help their own children become independent, and it is probable that the master-slave relationship was conceived as close to the parent-child relationship.

In the fourth section, I consider the relationship between the master and *she ren*. Heretofore, *she ren* have been considered lower-ranking officials who served under feudal lords or high-ranking officials. However, the *she ren* who appear in this legal case are unlike those. The master-*she ren* relationship seen in this document is a relationship between civilian people. The same type of *she ren* can be seen in case 22 of the *zou yan shu* in the Han bamboo slips from Zhang jia shan 張家山, and, intriguingly, this case and the relationship between master and servant seen in “*Shi jie Wan an*” are both examples of hierarchical relations within a merchant group. The author surmises from these examples that the master-*she ren* relationship among merchants of the Qin period was probably stressed on the principle of unity based on strong bonds of mutual ties based on pseudo-family relationships.

In the fifth section, I consider the *li dan*. This local mutual aid organization seen in “*Shi jie Wan an*” was formed with the aim of lessening the financial burden associated with a funeral when someone died in a family. However, this function came to be fulfilled by the lineage group. This change can be confirmed in the Latter-Han *Si min yue ling* 四民月令 cited in the final section. We can hypothesize that there was a gradual increase in the importance of patrilineal relationships as time passed.